

県有財産公売公告

下記の県有財産を一般競争入札(期間入札)により売払います。

1 売払物件

所在地	区分	数量	最低売却価格
高知市大津字芝田乙9 2 3 番 2 7	土地 建物	428.98㎡ 事務所 延192.78㎡	22,740,000円

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各号の一に該当する者は、この一般競争入札に参加することができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当する者で、当該事実があった日から2年を経過しないもの
- (3) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月10日県訓令第1号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者
- (4) 公有財産に関する事務に従事する職員で、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当するもの

3 入札心得書、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

- (1) 場所： 高知市丸ノ内二丁目4番30号 高知県警察本部 警務部装備施設課管財係
電話：088－826－0110（内線 2262）
- (2) 期間：令和8年10月1日（木）から令和8年10月23日（金）まで

4 入札書等の用紙を交付する場所及び期間

第3項(1)及び(2)に同じ

5 現地説明の日時及び場所

令和8年10月12日（月・祝）午前10時から現地にて行う。

6 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上（円未満切り上げ）の金額を、指定された納付方法により納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関の預金窓口へ振り込む方法により返還する。この入札保証金には利息を付さない。

7 入札の方法及び受付期間

- (1) 入札方法
入札は、第4項の規定により交付を受けた入札書等の用紙を使用し、入札書提出用封筒に入札書のみを入れて封をし、その封筒と入札保証金提出書及び誓約書を郵送用封筒に入れて、必ず簡易書留郵便により郵送し、又は持参して、期日までに高知県警察本部装備施設課管財係まで到着するように申し込むものとする。
なお、入札書の提出後、入札の取り消し又は入札書記載内容の変更はできない。

- (2) 入札受付期間
令和8年10月13日（火）午前8時30分から
令和8年10月23日（金）午後5時まで(必着)

8 開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年10月29日（木）午前10時から
- (2) 場所 高知市丸ノ内二丁目4番30号 高知県警察本部装備施設課4階会議室

9 契約の締結

- (1) 契約締結日は、落札の日から起算して10日以内とし、落札者は契約締結と同時に契約保証金（契約保証金に代わる担保を含む。）として契約金額の100分の10以上の金額を納めなければならない。ただし、契約締結と同時に売買代金の全額を支払う場合は、契約保証金を全額免除する。この契約保証金には、利子を付さない。
- (2) 落札者が、落札の日から10日以内に契約を結ばない場合は、第6項の入札保証金は県に帰属する。

10 売買代金の納入

契約を締結した者は、当該契約締結の日から20日以内に、県が交付する納入通知書により、当該契約に係る売払代金を収納機関に納付しなければならない。

11 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び入札心得書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

12 その他

- (1) 契約書作成の要否
要
なお、電子契約を希望する場合は申し出ること。
- (2) 現場説明に不参加の者が入札に参加した場合は、現場説明における各種事項について、すでに了知されているものとみなす。
- (3) 落札者が、高知県から高知県の事務及び事業における暴力団排除に関する規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

令和8年10月1日

高知県知事 濱田 省司